

群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター運営委員会内規

	平成18.	4.	1	制定		
改正	平成19.	4.	1	平成23.	4.	1
	平成23.	7.	21	平成25.	4.	1
	平成25.	12.	19	平成26.	4.	1
	令和 2.	4.	1	令和 3.	4.	1
	令和 4.	4.	1	令和 4.	6.	1
	令和 6.	4.	1	令和 7.	4.	1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学教育・学生支援機構学生支援センター規程第7条第2項の規定に基づき、学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、学生支援センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生生活の支援に関すること。
- (2) 学生の相談及び調査に関すること。
- (3) 就職指導及び相談に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (5) その他センターの運営に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) 共同教育学部特別支援教育講座から選出された教員 1人
- (5) 共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府及び食健康科学研究科の学生支援等委員会委員長
- (6) 共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科、理工学府及び食健康科学研究科から選出された就職を担当する教員 各1人
- (7) 学務部長
- (8) 学長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第4号、第6号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。